パソコンレンタルのご案内

研修会や決算事務
などで一時的に
パソコンが必要・・・

仕事量の増減に合せ
てパソコンの台数を
揃えたい・・・

サテライトオフィスや
仮設事務所で
パソコンを使いたい・・・

パソコンはレンタルが 便利 です！！

SHU TO KEN 首都圏リース株式会社

特　徴

- **1ヶ月～12ヶ月程度のご利用で、物件購入価格を下回るレンタル料**
  12ヶ月以上をご希望の際もご相談ください。

- **レンタル料は損金処理、オフバランス取引です。**

- **お客様のご都合により、中途解約や期間延長ができます。**
  中途解約の際は解約精算金をお支払いいただきます。

- **お申し込みから48時間以内に商品をお届け**

- **万一の故障時には代替機をご提供**

お取引の流れ

1. **お問合せ**
   お電話1本で承ります。
2. **お見積**
   お問合せいただけばすぐにお見積をご用意します。
3. **お申し込み**
   「レンタル申込書」にてお申込ください。
4. **配送**
   お申込後、48時間以内にお手元へお届けします。
5. **レンタル開始**
   お届け日の翌日からレンタル期間が開始します。
6. **レンタル期間中**
   レンタル約款に従い物件をご使用ください。中途解約ご希望の際は弊社までご連絡ください。
7. **レンタル期間満了**
   期間満了に先立ち、延長か終了かをお選びいただきます。
   - 延長
   - 終了
8. **物件返還**
   お客様のご都合に合せて物件を引取りに伺います。

レンタル料金体系

1ヶ月契約での月額レンタル料を「基本料金」とします。
レンタル期間によって下表の割引料金が適用されます。

レンタル期間	月額レンタル料
1ヶ月	基本料金と同額
2ヶ月	基本料金×90%
3ヶ月	基本料金×80%
4ヶ月	基本料金×75%
5ヶ月	基本料金×70%
6ヶ月	基本料金×65%
7ヶ月以上	別途ご相談ください

ご確認事項

- レンタル物件は動産総合保険に加入済みですので、安心してご使用いただけます。
- 商品のお届け･回収は弊社の提携会社「テクノレント㈱」が行ないます。商品にも同社の表示がされることがあります。
- 運送料はお客様負担となります。
- アプリケーションソフト付でのレンタルもご利用いただけます。対象ソフトウェア･料金等詳細はお問合せください。
- データ消去ソフトを標準装備しますので、レンタル終了時にはお客様ご自身で内部データの消去をしていただきます。
- お申込いただく際は、弊社所定のレンタル約款を事前にお読みください。

ソフトウェアレンタルのご案内

レンタル対象となるソフトウェア

商　品　名	歴月レンタル料	備　　考
Microsoft Office Professional	5,000円	Excel, Word, Outlook, PowerPoint, Access
Microsoft Office Standard	4,000円	Excel, Word, Outlook, PowerPoint
Microsoft Visio Professional	3,500円	グラフィックソフト
Microsoft Visio Standard	1,600円	グラフィックソフト
Microsoft FrontPage	1,300円	ホームページ作成ソフト

※歴月レンタル料は消費税別の金額です。
※別途インストール料3,500円/台（税別）を申し受けます。初回レンタル料と同時にお支払いください。

ソフトウェアレンタルのメリット

- ソフトウェアインストールの手間が省けます。
- 必要な時に必要な数だけソフトウェアをご利用いただけます。
- ソフトウェアの初期費用が削減され、ライセンス管理が容易になります。

ご利用方法

パソコンレンタルのお申し込み時に、ソフトウェアのレンタルを同時にお申し付けください。

→

「エンドユーザーライセンス契約書」にご署名いただきます。

→

ご指定のソフトウェアをインストールした状態でレンタルパソコンをお届けします。

レンタル料金について

ソフトウェアのレンタル料は「歴月」単位の計算となりますので、***実際のご利用期間と料金計算上の期間が異なる***場合があります。

例　ご利用期間が4月12日～5月11日の場合
ソフトウェアレンタル料は2歴月分（4月及び5月）となります。
（パソコン本体のレンタル料は1ヶ月分の計算です。）

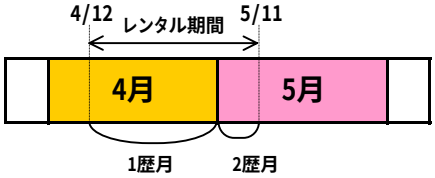

首都圏リース株式会社
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1-2
TEL:03-5297-7320　　FAX:03-5297-7326
URL: http://www.shutoken-lease.co.jp/
お問合せ　　営業推進部　　松田　　福岡　まで

お客様担当

レンタル約款

お客様（以下借主という）は、首都圏リース株式会社（以下貸主という）からレンタル物件を以下の約款を承認のうえ借受け、貸主はこれを賃貸します。

◆約款条項◆

第1条（レンタル物件）
借主が貸主から賃借するレンタル物件はレンタル申込書記載のレンタル物件（ソフトウェア付きの場合はソフトウェア、添付の仕様書、取扱説明書等のマニュアル類を含む。以下総称して物件という）とします。

第2条（契約の成立）
レンタル契約は借主から物件について賃借の申込がなされ、貸主が借主に物件を発送したときに成立します。

第3条（レンタル期間）
レンタル期間はレンタル申込書のとおりとし、貸主が借主に物件を引渡した翌日をレンタル開始日とし、借主が貸主に物件を返還した日をレンタル終了日とします。

第4条（レンタル料金）
① レンタル料金はレンタル料、運送諸経費、消費税等（地方消費税を含む）その他費用を含みます。
② 借主は、レンタル申込書記載の支払方法、レンタル料金等明細に従い、支払期日までに貸主に支払うものとします。
③ レンタル料金は特約がない限り、1ヶ月単位とし、レンタル期間に1ヶ月未満の端数がある場合も日割り計算はしないものとします。

第5条（保証金）
借主は貸主の請求がある場合、物件賃借の担保として保証金を貸主に差し入れます。なお、保証金には利息を付さないものとします。

第6条（物件の引渡）
① 物件は、レンタル申込書記載の設置場所において、貸主もしくはその指定する者から借主へ引渡されるものとします。
② 借主は貸主から物件の納入を受け次第、直ちに物件の形式、数量等の検査を行うものとします。物件納入日より2日以内（貸主の営業日）に借主より貸主に書面で通知がない場合、物件が正常に作動するものと看做し、納入日に引渡が完了したことといたします。

第7条（担保責任）
① 貸主は、借主の申込に基づき引渡した物件の正常な性能の具備、もしくは正常な作動のみを担保し、借主の使用目的への適合性については担保責任を負いません。
② 物件の引渡後の借主の責に帰すべからざる事由に基づいて、物件が正常に作動しなくなった場合、貸主は物件を修理し、または取り替えるものとします。
③ 前項の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、貸主はレンタル契約を解除できます。

第8条（物件の使用保管）
① 借主は物件をレンタル申込書記載の設置場所において本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって借主の事業のために使用、保管し、使用保管に伴う消耗品および諸費用は借主の負担とします。
② 借主は貸主の書面による承諾を得ないで改造、加工をしないものとします。
③ 借主は物件に貼付された所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染しないものとします。

第9条（物件所有権侵害の禁止）
① 借主は物件を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、及び譲渡担保権その他一切の権利を設定することはできません。
② 借主はこのレンタル契約に基づく借主の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは担保提供することはできません。

第10条（相殺の禁止）
借主はこの契約に基づく債務を、貸主または貸主の継承人に対する債権をもって相殺することはできません。

第11条（ソフトウェア複製等の禁止）
借主は、貸主及び売主の書面による承諾を得なければソフトの全部又は一部を複製できません。また借主はソフトを第三者に譲渡したり、若しくは、その再使用権を設定又は複製することにより第三者に使用させることはできません。

第12条（物件の電子的情報の管理）
① 借主は、物件の内部に記録されている電子的情報を、借主の責任と費用負担により消去し物件を貸主に返還します。借主が電子的情報の消去をせずに物件を返還し、万一、借主又は借主が記録した第三者の電子的情報が漏洩したとしても、貸主は一切の責任を負いません。
② 物件の内部に記録されている電子的情報の保存に関しては、レンタル期間中であると、借主が貸主に物件を返還した後であるとにかかわらず、また物件返還の理由の如何を問わず、貸主は何らの義務及び責任も負担しないものとし、借主は貸主に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をせず、かつ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権についての権利の行使をしません。

第13条（物件の滅失・毀損）
物件が滅失、盗難、または毀損、損傷したときには、借主は貸主に対し書面でその旨を通知し、その原因いかんを問わず、直ちに代替物件の購入代価相当額または物件の修理代金相当額を貸主に支払うものとし、その他貸主に損害がある場合にはこれを賠償します。

第14条（消費税等の負担）
消費税等は借主が負担します。レンタル期間中に消費税等の増額があった場合は、借主は貸主の請求により、直ちにその増額分を貸主に支払います。

第15条（保険）
① 貸主は物件に対しレンタル期間中継続して動産総合保険を付保します。
② 物件に保険事故が発生したときは、借主は直ちにその旨を貸主に通知すると共に保険金受領に必要な一切の書類を遅滞なく貸主に交付します。
③ 第1項の動産総合保険は、地震、借主の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害については担保しません。
④ 保険事故が発生したときは、貸主が保険金を受領します。但し、保険金が受領できない場合でも貸主はなんら責任を負いません。
⑤ 貸主が保険金を受領した場合、借主は、その金額の限度において第13条に定める支払義務を免れます。

第16条（レンタル期間の延長）
レンタル期間満了の1週間前までに、借主が貸主に対し期間延長を申し入れ、貸主がこれを承諾した場合は、借主が申し入れた期間、借主貸主間で合意するレンタル料により、その他はこの契約と同一条件で延長されるものとし、また、以降も同様とします。

第17条（中途解約）
借主は、物件発送後、またはレンタル期間中いつでも、解約を貸主に申し出ることができます。この場合、借主は貸主と合意した解約日までに物件を返還し、貸主の請求に基づく精算金を直ちに貸主に支払います。

第18条（貸主の権利の移転）
① 貸主がこの契約による権利を守りまたは回復するためやむを得ず必要な措置をとったときは、借主はその費用一切を弁護士費用を含めて貸主に支払います。
② 貸主はこの契約による権利を金融機関、その他の第三者に譲渡し、または担保に差し入れることができます。
③ 貸主は、物件の所有権をこの契約に基づく貸主の地位とともに、金融機関、その他の第三者の担保にいれまたは譲渡することができるものとし、借主はこれについてあらかじめ承諾します。

第19条（遅延損害金）
この契約による借主の支払いが遅れたとき、または貸主が借主のため費用の立替払をしたときは、借主は貸主に対し支払期日または立替払の日からその完済に至るまで、年14%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

第20条（期限の利益の喪失）
① 借主が、次の各号の一つにでも該当したときは、この契約に基づく借主の債務、および借主と貸主との間で締結されているこの契約以外のすべての債務について期限が到来したものと看做します。
1 レンタル料の支払いを1回でも怠ったとき
2 この契約または付随の諸契約のどれかに違反したとき
3 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき
4 仮差押、仮処分、強制執行、差押、競売の申立てもしくは公租公課の滞納処分または保全差押を受け、または会社整理、再生、破産、会社更生、もしくは特別清算の手続開始の申立があったとき
5 事業の廃止または解散決議したとき、もしくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
6 経営が悪化し、またはそのおそれがあるとみられる相当の理由があるとき
7 連帯保証人が第2号から第6号までの一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
② 借主が前項の各号の一つにでも該当したときは、貸主は借主に対し何ら通知、催告を要しないで、この契約を解除できます。
③ 前項により、貸主がこの契約を解除したときは、借主は第21条の規定に基づき物件を貸主に返還し、併せて損害賠償としてレンタル料総額から支払済みレンタル料を差引いた残額相当額を直ちに貸主に支払います。

第21条（物件の返還）
① この契約がレンタル期間の満了または解除により終了したときは、物件の通常の損耗と貸主が認めた変更を除き、借主は直ちに借主の負担で原状に回復したうえ、貸主の指定する場所に返還します。
② 物件の返還が遅れた場合、貸主から要求のあったときには借主は返還完了まで、遅延月数に応じた月額レンタル料を支払うほか、この約款の各条項に従います。ただし、1ヶ月未満の遅延日数がある場合も、日割計算はしないものとします。
③ 借主が物件の返還を遅延した場合における、貸主または貸主の指定する者による設置場所からの物件の引揚げについて、借主はこれを妨害したり、拒むことはできません。

第22条（連帯保証人）
① 連帯保証人は貸主に対しこの契約に基づく借主の一切の債務について借主と連帯して履行の責に任じます。
② 連帯保証人はこの契約による借主のすべての債務が完済されるまで、貸主の権利を代位行使しないものとします。

第23条（通知・報告事項）
① 貸主または貸主の指定した者が、物件の現状、作動及び保管状況を点検または調査することを求めたとき、または、これらに関する報告を求めたときは、借主は、これに応じます。
② 借主または連帯保証人は、住所移転、代表者変更その他事業内容に重要な変更があったとき、および経営内容が相当悪化したとき、もしくは、そのおそれがあるときはその旨を貸主に通知します。

第24条（通知の効力）
この契約に関し、貸主が借主および連帯保証人に対して発した書面がレンタル申込書記載または前条第2項により通知を受けた借主または連帯保証人の住所あてに差出されたにもかかわらず、借主または連帯保証人に到達しないときは、当該書面は通常到達すべきときに到着したものと見做し、借主および連帯保証人は不着または延着によって生じた損害または不利益を貸主に対して主張することはできません。

第25条（合意管轄）
この契約について訴訟の必要を生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに借主、貸主および連帯保証人ともに合意します。

第26条（公正証書）
借主とその連帯保証人は貸主から請求があったときは、この契約に基づく事項を公正証書に改め、且つ、この契約による債務を履行しないときは直ちに強制執行を受けても異議がないことを承諾します。このために要する費用は借主が負担します。

第27条（弁済の充当）
この契約に基づく借主の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、貸主は、貸主が適当と認める順序および方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第28条（特約）
① この契約について特約条項を定めたときは、別に書面で借主と貸主が合意しなければ効力はないものとします。
② 前項の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。